

大分県環境影響評価技術審査会規則

平成十一年五月二十五日

大分県規則第三十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号）第四十九条第八項の規定により、大分県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第四条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年五月二十五日から施行する。

(大分県行政組織規則の一部改正)

2 大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表の生活環境部の部の生活環境課の款の大分県自然環境保全審議会の次に次のように加える。

大分県環境影響評価技術 審査会	大分県環境影響評価条例（平成十一年大分県条例第十一号） 第48条の規定による環境影響評価その他の手続に関する技 術的な事項の調査審議に関すること
--------------------	--